

# **証券外務員二種**

## **合言葉de合格！法 サブノート連動問題集**

### **10 証券市場の基礎知識**

**success3.jp**

## 【証券市場の基礎知識 1】

- |                                                                         |                                                       |   |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---|
| 01 証券市場のうちの流通市場は、証券が新たに発行される市場である。                                      | 01 流通市場は、既発行となった証券が流通する市場である。                         | × |
| 02 第一次取得される時に、発行者から直接、投資者に取得されるのが発行市場で、仲介者を通じて第一次取得されるのが流通市場である。        | 02 仲介者がいても、いなくても第一次取得されるのが発行市場。                       | × |
| 03 発行市場は具体的な市場が存在しない抽象的な市場のことである。                                       | 03                                                    | ○ |
| 04 新たに発行される証券が、第一次投資者から第二次、第三次の投資者に転々と流通する市場が流通市場である。                   | 04 流通市場は、新たに発行される証券ではなく、 <b>既発行</b> となった証券が流通する市場である。 | × |
| 05 発行市場と流通市場は、それぞれ独立しており直接的には関係のない市場である。                                | 05 発行市場と流通市場は、有機的に結びついている。<br>(密接な関係がある)              | × |
| 06 流通市場は、証券の発行者、仲介者、投資者の三者で構成されている。                                     | 06 発行者が入るのは、当然、発行市場である。                               | × |
| 07 発行市場をプライマリーマーケット、流通市場をセカンダリーマーケットという。                                | 07                                                    | ○ |
| 08 企業が、株式を発行したり債券を発行したりして資金調達することを間接金融という。                              | 08 投資者から直接、資金を調達することを直接金融という。                         | × |
| 09 証券市場において、株式市場は直接金融に、債券市場は間接金融に分類される。                                 | 09 株式も債券も証券市場を通じて資金が移動するもので、ともに直接金融である。               | × |
| 10 流通市場は、①取引所取引、②店頭取引、③PTS（私設取引システム）に分類される。                             | 10                                                    | ○ |
| 11 取引所取引は、日本証券業協会が定めた規則（ルール）に基づいて取引が行われる。                               | 11 取引所取引は、それぞれの取引所で定められた規則に基づいて取引が行われる。               | × |
| 12 店頭取引は、法令等の他は金融商品取引所の定めた規則に基づいて取引が行われている。                             | 12 店頭取引は、日本証券業協会が定めた規則に基づいて取引が行われている。                 | × |
| 13 <del>わが国の金融商品取引所は、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡の5つの他に、TOKYO AIMというプロ向け市場がある。</del> | 13 <del>TOKYO AIMは、東京証券取引所の中にあるプロ向けの市場である。</del>      | ○ |
| 14 （合言葉） <b>店頭</b> は、お天道様が <b>日証協</b> （日照強！）                            | 14                                                    | ○ |
| 15 取引所の中で、新興企業向けの市場があるのは、札幌と福岡を除く東京、 <del>大阪、名古屋の3つ</del> である。          | 15 札幌にはアンビシャス、福岡にはQボードがある。                            | × |

## 【証券市場の基礎知識 2】

- |    |                                                               |    |                                                             |   |
|----|---------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------|---|
| 01 | グリーンシート銘柄は、上場廃止になった銘柄をいう。                                     | 01 | 上場廃止になった銘柄のうち、一定の要件を満たしたものを<br>フェニックス銘柄という。                 | × |
| 02 | 一定レベル以上の情報開示と気配（値段）の提示を行った上で、投資<br>勧誘ができる銘柄の市場を、グリーンシート市場という。 | 02 |                                                             | ○ |
| 03 | グリーンシート銘柄は、一定以上レベルの情報開示と気配（値段）の<br>提示を行った上で投資勧誘ができる銘柄である。     | 03 |                                                             | ○ |
| 04 | グリーンシート銘柄は、日本証券業協会が指定した銘柄である。                                 | 04 |                                                             | ○ |
| 05 | フェニックス銘柄は、すべての取扱会員が投資勧誘を行うことが<br>できる。                         | 05 | フェニックス銘柄は、取扱会員等以外の会員は、顧客の計算に<br>よる同銘柄の売付けにかかるものを除き投資勧誘できない。 | ○ |
| 06 | フェニックス銘柄の売付けにかかる勧誘は、取扱会員でなくても<br>行うことができる。                    | 06 | 取扱会員等・・・・・・売付け○ それ以外も○<br>上記以外の会員・・・・・・売付け○ それ以外は×          | ○ |
| 07 | （合言葉）不死鳥は、 <b>売付け「みんな」、お誘い（投資勧誘）会員。</b>                       | 07 |                                                             | ○ |
| 08 | P T S（私設取引システム）は、内閣総理大臣の登録が必要である。                             | 08 | P T S（私設取引システム）は、認可制となっている。                                 | × |
| 09 | P T Sは、日本証券業協会が管理・運営している。                                     | 09 | P T Sは、民間業者が運営している。<br>○○証券といった個別証券会社のホームページで確認できます         | × |
| 10 | 金融商品取引法における自主規制機関には、金融庁の他に証券取引等<br>監視委員会が含まれる。                | 10 | 金融庁と証券取引等監視委員会は、公的規制機関である。                                  | × |
| 11 | 証券取引等監視委員会は、公的規制機関である。                                        | 11 |                                                             | ○ |
| 12 | 自主規制機関には、各金融商品取引所、日本証券業協会、投資信託<br>協会の3つがある。                   | 12 |                                                             | ○ |
| 13 | 日本証券業協会は、自主規制機関に含まれており、日本版 S E C と<br>言われている。                 | 13 | 日本版 S E C は、証券取引等監視委員会である。                                  | × |
| 14 | 投資信託協会は、自主規制機関には含まれていない。                                      | 14 | 投資信託協会は、自主規制機関に含まれる。                                        | × |
| 15 | 日本の自主規制機関と同様にアメリカの自主規制機関として、S E C<br>（証券取引委員会）がある。            | 15 | アメリカの S E C（証券取引委員会）は、行政機関（公的規制<br>機関）である。                  | × |

## 【証券市場の基礎知識 3】

- |    |                                                                |    |                                                         |   |
|----|----------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------|---|
| 01 | アメリカの自主規制機関は、国法金融商品取引所とSEC（証券取引委員会）の2つである。                     | 01 | アメリカの自主規制機関は、国法金融商品取引所とFINRA（金融取引業規制機構）の2つである。          | × |
| 02 | アメリカの自主規制機関は、国法金融商品取引所とFINRA（金融取引業規制機構）の2つである。                 | 02 |                                                         | ○ |
| 03 | （合言葉）せこい（SEC）奴らは、神（お上＝公的規制機関）に代わって、お仕置きよッ！                     | 03 | SEC = お上 ≡ 公的規制機関                                       | ○ |
| 04 | 証券取引等監視委員会は、インサイダー取引や損失補填、相場操縦等の行為についての強制捜査権を付与されている。          | 04 |                                                         | ○ |
| 05 | 証券取引等監視委員会は、強制捜査権の行使の他に、定期検査・告発行政処分の勧告をすることもできる。               | 05 |                                                         | ○ |
| 06 | 投資者保護基金は、預金者保護と同じように業者が破綻した場合に一人300万円まで損失を補償するものである。           | 06 | 一人1,000万円までとなっている。                                      | × |
| 07 | 投資者保護基金は、業者が経営破綻した場合に、（顧客からの申し出を受けた）業者からの請求で支払いに応じる。           | 07 | 業者からの請求ではない。<br>顧客からの（直接の）請求で支払われる。                     | × |
| 08 | 投資者保護基金は、すべての顧客に対して、一人1,000万円までの補償をするものである。                    | 08 | 機関投資家などのプロは除かれる。<br>（当たり前ですね）                           | × |
| 09 | 投資者保護基金の補償の対象となる顧客には、機関投資家などのプロは除かれる。                          | 09 |                                                         | ○ |
| 10 | 投資者保護基金の対象となる資産には、先物取引の証拠金、信用取引の証拠金、保証金として預託を受けた代用有価証券は含まれない。  | 10 | 先物取引、信用取引の証拠金や信用取引の保証金として預託を受けた代用有価証券も含まれる。             | × |
| 11 | 証券の振替決済制度において、わが国の振替機関は、金融商品取引所となっている。                         | 11 | 振替機関は、証券保管振替機構である。                                      | × |
| 12 | 証券保管振替機構は、決済に伴う証券の受け渡しをする時に授受することなく口座間の振替によって決済する仕組みを有する機関である。 | 12 |                                                         | ○ |
| 13 | 証券保管振替機構は、信用取引決済において必要な金銭や有価証券を貸し付ける証券専門の金融会社である。              | 13 | 金融商品取引業者や個人に対して、（信用取引に必要な）金銭や有価証券を貸し付ける専門会社は、証券金融会社である。 | × |
| 14 | 金融商品取引業者や個人に対して、（信用取引に必要な）金銭や有価証券を貸し付ける証券金融の専門会社は、証券金融会社である。   | 14 |                                                         | ○ |
| 15 | 証券金融会社は、内閣総理大臣の免許を受けた、金融商品取引法に基づく資本金1億円以上の株式会社である。             | 15 |                                                         | ○ |

## 【証券市場の基礎知識 4】

- |    |                                                                |    |                                                                |   |
|----|----------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------|---|
| 01 | 金融商品取引業者とは、金融商品取引法による内閣総理大臣の登録を受けた者である。                        | 01 |                                                                | ○ |
| 02 | 第一種金融商品取引業者と第二種金融商品取引業者、ともに内閣総理大臣の登録が必要となるが、誰でも登録で業者になれる。      | 02 | 第一種金融商品取引業者・・・株式会社でなければならない。<br>第二種金融商品取引業者・・・あなたでも登録すればなれる。   | × |
| 03 | 金融商品取引業者は登録制であるが、P T Sは認可制である。                                 | 03 |                                                                | ○ |
| 04 | 投資顧問（投資助言）業は、金融商品取引法において、登録が必要な金融商品取引業である。                     | 04 |                                                                | ○ |
| 05 | （合言葉）業者 <b>登録</b> 、P T ニンニン（ <b>認・認</b> ）！                     | 05 | 金融商品取引 <b>業者</b> ・・・ <b>登録</b><br>P T S（私設取引システム）・・・ <b>認可</b> | ○ |
| 06 | 投資者保護の理念は自己責任の原則であるが、一人1,000万円まで、補償するものとなっている。                 | 06 | 業者破綻時の補償（1,000万円）とは、別。<br>自己責任原則は、投資元本の保全を保証するものではない。          | × |
| 07 | 自己責任の原則は、投資元本の保全を保証するものではないが、投資勧誘の時に利益（儲け）を約束したりするのは構わない。      | 07 | 投資元本の保全の保証をするものではない。また（投資勧誘時に）利益を約束したり保証したりするものでも、ない。          | × |
| 08 | 投資者保護は、投資対象となる有価証券の価格を保証したり、株式の利益（儲け）・配当を約束したりすることである。         | 08 | 預金者保護・・・例の1,000万円まで補償OK。<br>投資者保護・・・自己責任原則・・・保全の保証、約束ダメ。       | × |
| 09 | 投資者保護 <b>基金</b> は、一人1,000万円までの補償（ただし、プロである機関投資家は除く）をする仕組みである。  | 09 |                                                                | ○ |
| 10 | 投資者保護基金の対象となる資産には、先物取引の証拠金、信用取引の証拠金（保証金）として預託を受けた代用有価証券は含まれない。 | 10 | 先物取引、信用取引の証拠金（保証金）として預託を受けた代用有価証券も含まれる。                        | × |
| 11 | 金融商品取引所は、株式会社組織も、会員組織も認められている。                                 | 11 | もともとは会員組織であったものが、法改正によって株式会社組織も認められるようになった。                    | ○ |
| 12 | 金融商品取引所での取引は、すべての金融商品取引業者が参加することができる。                          | 12 | 一定の資格要件を備えた業者に限られる。                                            | × |
| 13 | 金融商品取引所で取引される株式は、一定の基準に合致した企業の株式だけに限定されている。一定の基準・・・上場          | 13 |                                                                | ○ |
| 14 | 有価証券等の勧誘・販売以外に、投資助言・投資運用、顧客資産管理などは、すべて登録制の金融商品取引業に位置づけられている。   | 14 |                                                                | ○ |
| 15 | 証券市場は、取引の自由と透明性確保のためにディスクロージャー制度やその他市場のルールが基盤として重視されている。       | 15 |                                                                | ○ |

## 証券外務員一種・二種試験の合格応援サイト サクセスキューブ

<http://www.success3.jp>

証券外務員は一種試験も一般に開放されました。  
(二種合格者でなくても一種試験を受験することが  
可能となりました。)

※ サクセスキューブは、二種合格者でなくても一種試験に合格することができるようオリジナルサブノートを用意いたしました。

また、サブノートに完全連動した問題集も付属しています。

※ サクセスキューブは、証券外務員一種試験・二種試験の合格を応援するサイトです。

合言葉 d e 合格した「合格体験記＝合格ガイド」やオリジナルサブノートのサンプルを無料で公開しています。

(いつでも・どなたでも無料でダウンロードできます)

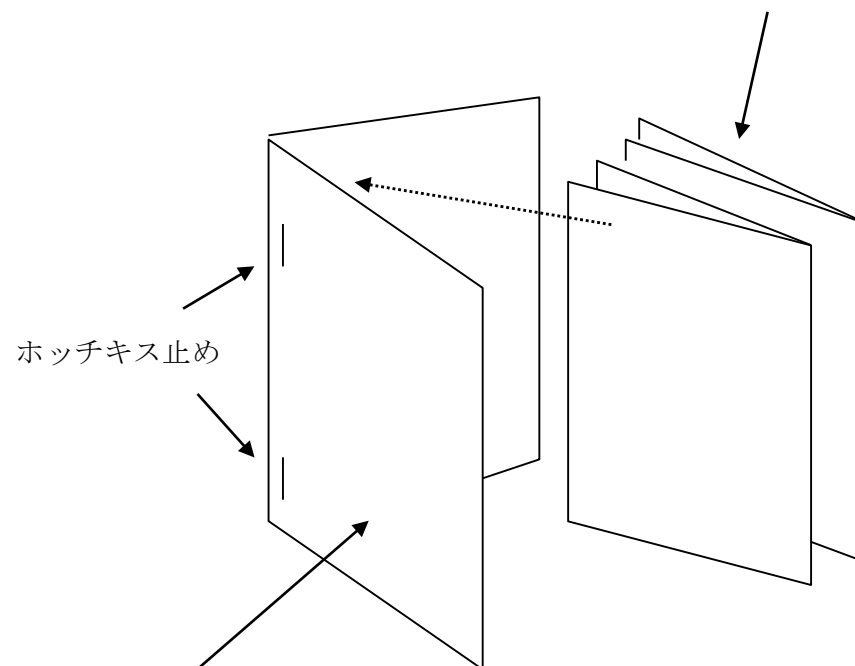
無料ダウンロードできる手づくりのサブノートと  
サブノート連動の手づくり問題集はサイトにて  
お確かめください。

無料ダウンロードはこちらから ⇒ <http://www.success3.jp>

## オリジナルサブノート連動・問題集の使い方

※ このページは説明用ページ（綴り込み不要）です。

前ページまでの問題集ページを山折りにして綴り込む。



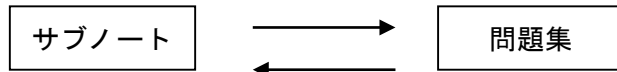
トップページ（1ページ・表紙ページ）を谷折りにして閉じ込む。

※ プリンターで何部でも印刷可能です。  
自宅に、通勤用カバンに、職場などに用意してボロボロになる  
くらいまで活用してください。

※ 正解できるものは、どんどん消し込み（左側の番号に×印）して  
弱点を克服してください。

## オリジナルサブノート連動・問題集の活用方法

この問題集は、手づくりオリジナルサブノート・合言葉 d e 合格！法と完全連動の問題集です。



ぜひ、両者間を行ったり来たりしてください。  
問題集からの刺激が、サブノートを読んだ時のアハ体験！にもつながります。

### ポイント1

目で読む（黙読する）、心の中で独り言をつぶやくように（無声音で）繰り返し・繰り返し（反復×反復）で理解→記憶へと刻みつけてください。

例えば、本問題集の1-01だと以下のようになります。

「証券市場のうちの流通市場は、証券が新たに発行される市場である。  
（○か×か？と心の中で自問する）」  
「×！」

「しょうけんしじょうのうちのりゅうつうしじょうは、しょうけんがあらたにはっこうされるしじょうである。」

「ばつ！」というような感じです。

さらに「○」が正解の場合でも、右側に重要な点・解説がありますので、それまで読んで（無声音でつぶやいて）ください。（本問題集の場合は、×）

もちろん×の場合だと、「×（ばつ）！」のあとに正解や解説等を続けて、読んでください。

※ ここでは一瞬（瞬間的に）自分で解答を考えてから（短時間で反応してから）、右の解答を確認しても良いのですが、いちばん最初は、問題文を

読んだらすぐ右の解答を見て、正解を確認、心の中で○とか×とかを問題文に続けて読んでみることもお薦めします。（あくまでも第一回目です。）

※ このやり方で早めに第一回目の問題集踏破が可能になります。  
（ぜひ試してみてください。）

もちろん、一瞬考えてから正確を確認する、というやり方でも構いません。  
要は、繰り返し・繰り返しで、理解から→記憶済みの問題数をだんだんと増やしていってください。  
持ち歩いたり、あるいは何冊か作成して、自宅に職場に、通勤カバンにとスキマ時間を活用するために工夫してください。

### ポイント2

この問題集をICレコーダーに録音して、それこそ通勤時などに耳から聴く・記憶に刻みつけるという方法もあります。  
そのために、長い問題文ではなく二行以内で問題文が終わる形にしてあります。

ですので、ぜひICレコーダーをお持ちの方はご自分の声で録音して、スキマ時間を活用されることをお薦めいたします。

※ 今は安価なものでも倍速とまではいかなくても再生スピードを10%、20%アップできる機種もあります。

（将来的には、mp3ファイル等に音源化してダウンロードできるようにして、お手持ちの音楽プレーヤーやスマートフォンなどで学習できるようにする予定です。）⇒ 順次、YouTube 講座として活用できるようにしてあります。

（サイトにてご確認ください）

※ オリジナルサブノートと手づくり連動問題集の学習方法等につきましてはサイトでも体験記的に紹介させていただいております。

⇒ <http://www.success3.jp/>

## 外務員資格試験取得を応援するオリジナルサブノートと問題集について

このオリジナルサブノートと問題集は、最近たくさんの方が馴染みのあるブログ記事・コメント風に（また、ビジネススクールの講義会話風に）作成したものです。（従来の参考書等とは異なるスタイルです。）

まずは外務員資格試験に合格していただくことを最大の使命として誕生しました。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、外務員一種試験を受験し最初不合格そして二回目の受験で合格となった個人体験から出題傾向や試験問題パターンを分析した上で、傾向と対策としてオリジナルサブノートと問題集をとりまとめたものです。

よって、出題頻度が低いと予想できるといった内容の記述であっても、それでもって、完全に出題されないと断定するものではありません。

もちろん低い頻度や理解記憶不要であると予想した問題が出題された場合の全責任は当社にあります。

金融商品取引法には

「・・・有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品取引等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とあります。

当然に金融商品取引業者等とその金融商品取引業者等に勤務する外務員は、金融商品取引法の目的のために重要な役割を果たす必要があり、投資家保護という観点のみならず、資本市場に対して相当な責任を負っていることになります。

外務員資格取得を目指して試験にチャレンジする皆さんは、決して外務員試験合格がゴールではありません。

合格後も、いろんな制度の情報収集や新たに開発される商品についての知識向上、あるいは経済情勢の判断など、不断の努力がより一層求められることは間違いありません。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、二種外務員試験・一種外務員試験の受験生に対して、可能な限り短期間で合格を目指すためにポイントを絞り込んで、『合言葉』というキーワードとイメージを活用しながら、取り組んでいただくことを最大の狙いとしています。

（なぜなら、受験生によっては仕事や人生の経験から馴染みのない難解な言葉・概念や、そこから用意される問題等の理解・記憶において皮膚感覚で困難を感じている方もいらっしゃるからです。）

つきましては、「外務員試験合格で良し」とすることなく、とりわけ実際の試験の時に間違ったと認識できる範囲の問題や自分なりに不十分だと認識できる分野・概念等々を合格後も追加の学習や不断の努力にてより高い水準へと知識・スキルを高めていかれることをお勧めいたします。

当社といたしましては、一人でもたくさんの方が外務員資格試験に合格されることで、仕事遂行面での貢献やさらなる人生の展開、あるいは就職活動や派遣登録等におかれましてより選択肢が増えることにつながればこれ以上の喜びはございません。

※ なお、オリジナルの手づくりサブノートと問題集は（実際の試験・出題傾向等に際しまして）日本証券業協会さまとは一切関係がございません。

※ あくまでも当社が独自の観点から出題傾向とポイントを分析した上で、記載内容を吟味して作成したものです。

資格試験の学習及び試験本番に臨まれる時にはその旨十分にご了承ください。

いずれにしてもこのオリジナルサブノートと問題集の記載内容につきましての全責任は当社にあります。

万が一、記載内容そのものの誤謬や記載につきましての不備等が存在した場合の全責任も当社に帰属するものです。